

株式会社那覇直葬センターに対する 景品表示法に基づく措置命令 (公正取引課による調査)



消費者庁は、令和6年5月30日、株式会社那覇直葬センター（以下「那覇直葬センター」といいます。）に対し、同社が供給する「直葬プラン」又は「火葬プラン」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」といいます。）に係る表示について、消費者庁及び内閣府沖縄総合事務局（総務部公正取引課）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

違反事業者

那覇直葬センターは、那覇市に本社を置き、葬儀業を営む事業者です。

違反事実の概要

<新聞折込チラシ>

個室で遺体と面会する場合や当該個室に供花又は仏具を置く場合でも、7万7000円以外に追加料金が発生しないかのように示す表示をしていました。

しかし、実際には、個室で遺体と面会する場合や、当該個室に供花又は仏具を置く場合には、追加料金が発生するものでした。

<自社ウェブサイト>

「通常価格」と称する価額（税込だと19万8000円）は本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格（税込だと7万7000円）が通常提供している価格に比べて安いかのように表示していました。

しかし、実際には、「通常価格」と称する価額は提供された実績のないものでした。



不当表示のあった新聞折込チラシの一部



不当表示のあったウェブサイトの一部

措置命令の概要

消費者庁は、那覇直葬センターに対して、再発防止策の実施、今後同様の表示を行わないことを命じました。

記者会見の様子



（左から）内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引課長、
消費者庁 表示対策課 景品・表示調査官
[場 所] 沖縄総合事務局庁舎



「どっくん」
公正取引委員会公式マスコットキャラクター

5月30日、公正取引課長と消費者庁担当者は記者会見を開き、本件について、詳しく説明を行いました。



↑詳しくは
こちらから

総務部公正取引課では、景品表示法に違反する不当表示の調査のほか、未然防止のため、事業者からの相談に応じたり、事業者団体などに向けた講習会も行っています。

【お問い合わせ先】 総務部 公正取引課 ☎ 098-866-0049